## 資料1-2

## R6地域森林計画変更箇所【湖南・湖北共通】(湖北の樹立に合わせた記述の修正、追加)

## 変更後

- I 計画の大綱
- 1 森林計画区の概況
- (1) 滋賀県における森林・林業に関する基本的な考え方
- •••省略•••

その一方で、戦後積極的に造成された人工林を主体に蓄積は充分確保されており、木材資源としての県産材<u>の利用</u>と新たな需要を創出するための取組の重要性が高まりを見せている。また、様々な生物の生息地・生育地としての生物多様性の保全、里山林をはじめとした身近な森林を生活のふれあいの場、環境教育の場等とする森林空間の総合的な利用、二酸化炭素の固定に代表される地球温暖化の防止に果たす役割など森林の持つ多面的機能の発揮への期待が以前にも増して高まっている。

このような期待に応えるため、滋賀県では、令和2年度に琵琶湖森林づくり条例を改正し、令和3年度に琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)を策定し、「多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり」「多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり」「森林資源の循環利用による林業の成長産業化」「豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり」を基本方針として琵琶湖森林づくり県民税を活用し取り組んでいる。令和5年度には県産材の利用を促進することにより、私たちの暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継ぐため滋賀県県産材の利用の促進に関する条例が施行された。これに伴い、同年度に基本計画の見直しを行い、これまでの取組をさらに一歩進めることとなった。

また、平成31年4月に森林経営管理法が施行され、市町が主体となって適切な森林の経営管理を図る責務が<u>規定されている。</u>このため、滋賀県では、市町が実施する森林境界明確化支援のため航空レーザ解析や法務局公図を地図上に配

## 変更前

- I 計画の大綱
- 1 森林計画区の概況
- (1) 滋賀県における森林・林業に関する基本的な考え方
- · · · 省略 · · ·

その一方で、戦後積極的に造成された人工林を主体に蓄積は充分確保されて おり、木材資源としての県産材活用と新たな需要を創出するための取組の重要 性が高まりを見せている。また、様々な生物の生息地・生育地としての生物多様 性の保全、里山林をはじめとした身近な森林を生活のふれあいの場、環境教育の 場等とする森林空間の総合的な利用、二酸化炭素の固定に代表される地球温暖 化の防止に果たす役割など森林の持つ多面的機能の発揮への期待が以前にも増 して高まっている。

このような期待に応えるため、滋賀県では、令和2年度に琵琶湖森林づくり条例を改正し、令和3年度に琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)を策定し、「多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり」「多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり」「森林資源の循環利用による林業の成長産業化」「豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり」を基本方針として琵琶湖森林づくり県民税を活用し取り組んでいる。基本計画に基づき、森林を「守り」ながら「活かす」好循環を創出する取組を進めるとともに、「森林・林業・農山村」を一体的に捉え、琵琶湖を取り巻く農山村の価値や魅力、地域資源を活かした「やまの健康」推進プロジェクトが始動している。

また、平成31年4月に森林経営管理法が施行され、市町が主体となって適切な森林の経営管理を図る責務が規定された。このため、滋賀県では、市町が実施する森林境界明確化支援のための基礎データの整備・提供や林業従事者の技術の向上や新規就業のための技術的な支援、市町職員の森林・林業施策推進の支援

置する合成公図の作成など基礎データの整備・提供を<u>行うとともに</u>林業従事者の技術の向上や新規就業のための技術的な支援、市町職員の森林・林業施策推進の支援を行うことを目的に「滋賀もりづくりアカデミー」を開講し森林づくりを支える人材育成を進めている。

## 第2 森林の整備および保全に関する基本的な事項

1 森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項

#### (1) 森林の整備および保全の目標

森林の有する多面的機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、 快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機 能からなる公益的機能および木材等生産機能に分類できる。これら各機能の発揮 を期待する区域について、地域の関係者の合意に基づきつつ、市町村森林整備計 画において具体的な区域の設定を行うこととする。区域の設定にあたっては複数 の機能の発揮を期待する森林とすることや、各市町の状況に応じた区域設定も可 能とする。

#### また、主伐・再造林にあたっては、花粉症発生源対策を加速する。

各機能と、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりとする。

#### (2) 森林の整備および保全の基本方針

林木の生育に適し、効率的な施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。

## 木材等生産機能

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育および間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することと表表とする。 粉の少ない苗木を優先的に植栽することを基本とする。 を行うことを目的に「滋賀もりづくりアカデミー」を開講し森林づくりを支える 人材育成を進めている。

## 第2 森林の整備および保全に関する基本的な事項

1 森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項

#### (1) 森林の整備および保全の目標

森林の有する多面的機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能からなる公益的機能および木材等生産機能に分類できる。これら各機能の発揮を期待する区域について、地域の関係者の合意に基づきつつ、市町村森林整備計画において具体的な区域の設定を行うこととする。区域の設定にあたっては複数の機能の発揮を期待する森林とすることや、各市町の状況に応じた区域設定も可能とする。

各機能と、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりとする。

#### (2) 森林の整備および保全の基本方針

林木の生育に適し、効率的な施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。

#### 木材等生産機能

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育および間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

## 第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。) 市町村森林整備計画の策定にあたっては、国の示す「主伐時における伐採・ 搬出指針」に則し、第2「森林の整備および保全に関する基本的な事項」(湖南 P10、湖北 P9)、第6の1「間伐立木材積その他の伐採立木材積」(湖南 P40、 湖北 P39)を踏まえ、第3の5(5)林産物の搬出方法(湖南 P29、湖北 P28) および第4の1(2)「森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する 必要のある森林及びその搬出方法(湖南 P34、湖北 P33)と整合し、次の事項 を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然条件、野生生物の生育環境、 森林資源の構成、森林に関する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向、 森林の生物多様性の保全、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え 等の加速化等を勘案して計画事項を定めるものとする。

## 第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。) 市町村森林整備計画の策定にあたっては、国の示す「主伐時における伐採・搬 出指針」に則し、第2「森林の整備および保全に関する基本的な事項」(湖南 P10、 湖北 P9)、第6の1「間伐立木材積その他の伐採立木材積」(湖南 P40、湖北 P39) を踏まえ、第3の5(5) 林産物の搬出方法(P29) 及び第4の1(3)「森林 の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬 出方法(湖南 P34、湖北 P33)と整合し、次の事項を指針として、市町内の気候、 地形、土壌等の自然条件、野生生物の生育環境、森林資源の構成、森林に関する 社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向、花粉の発生源となるスギ等の人 工林の伐採・植替え等の加速化等を勘案して計画事項を定めるものとする。

## R6 地域森林計画変更箇所【湖南のみ】

#### 変更後 変更前 Ⅱ 計画事項 Ⅱ 計画事項 第1 計画の対象とする森林の区域 第1 計画の対象とする森林の区域 面積 ha 面積 ha 区 積 区 面 面 総 88, 987 88, 995 大 津 市 大 津 市 22,006 22,006 近江八幡市 近江八幡市 1, 245 1, 245 草津市 2 0 7 草津市 2 0 9 守山市 守山市 2 2 2 2 栗東市 1,866 栗東市 1, 866 別 甲賀市 甲賀市 30, 416 30, 408 野 洲 市 1, 014 野 洲 市 1, 014 湖南市 湖南市 3, 643 3, 643 東近江市 東近江市 21, 128 21, 116 訳 日 野 町 日 野 町 6, 100 6, 099 竜 王 町 竜 王 町 1, 354 1, 353 林地開発等による森林区域の減 8.55ha

## 4 林道の開設又は拡張に関する計画

 開
 設
 19.4 km
 路線数
 19

 改
 良
 54.7 km
 路線数
 76

## 林道計画の変更による改良路線数の追加、舗装合計数値の訂正

- 5 保安林整備および治山事業に関する計画
- (3) 実施すべき治山事業の数量

	地区数	うち前半5年分
大津市	48地区	<u>37</u> 地区
栗東市	11地区	11地区
野洲市	4地区	2地区
湖南市	15地区	12地区
甲賀市	68地区	5 7地区
近江八幡市	16地区	16地区
東近江市	3 3 地区	<u>21</u> 地区
日野町	12地区	<u>8</u> 地区
竜王町	1 地区	1地区

治山事業計画の変更による治山事業数量の増

4 林道の開設又は拡張に関する計画

開設14.2 Km路線数18改良49.8 Km路線数73

- 5 保安林整備および治山事業に関する計画
- (3) 実施すべき治山事業の数量

	地区数	うち前半5年分
大津市	48地区	36地区
栗東市	11地区	1 1 地区
野洲市	4地区	2 地区
湖南市	15地区	1 2 地区
甲賀市	68地区	5 7 地区
近江八幡市	16地区	16地区
東近江市	3 3 地区	20地区
日野町	12地区	7地区
竜王町	1 地区	1 地区

## R6地域森林計画数量の全計画からの変更箇所【湖北のみ】

#### 変更後 変更前 Ⅱ 計画事項 Ⅱ 計画事項 第1 計画の対象とする森林の区域 第1 計画の対象とする森林の区域 単位:面積 ha 単位:面積 ha X. 分 X. 分 面 面 数 数 94,850 総 94,853 彦根市 彦根市 2, 523 2, 533 長 浜 市 長 浜 市 33, 996 34,004 町 高島市 高 島 市 32, 216 32, 219 米 原 市 米 原 市 13,834 13,836 愛 荘 町 愛 荘 町 9 2 3 9 2 4 豊郷 町 豊 郷 町 良 町 甲 良 町 1 5 4 1 5 4 多賀町 11, 191 多賀町 11, 191 林地開発等による森林区域の減 2.87ha

#### 第4 森林の保全に関する事項

調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立ち、森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等、安全で潤いのある居住環境の保全および形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避けるものとする。

また、土石の切り取りや盛土等を行う場合には、気象や地形および地質等の自然 条件、地域における土地利用および森林の現況並びに土地の形質の変更目的および 内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。

- (<u>1</u>) 樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 森林の施業および土地の形質の変更に当たって、水源涵養、土砂の流出や崩壊防 止上、特に林地の保全に留意すべき森林について、次のとおり定める。
  - ○樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 単位:面積 ha

	区	3	分	面積	留意すべき事項	備考
	総	梦	数	79, 578	水源涵養や山地災害	林小班毎の面積の縦覧
	彦	根	市	1, 525	防止機能等の森林の有 する公益的機能の維持	場所は、滋賀県琵琶湖環 境部森林政策課、中部森
市	長	浜	市	28, 560	増進を図るため、大面 積皆伐を避け、林地の	林整備事務所、湖北森林 整備事務所、西部・南部
町	高	島	市	27,662	形質の変更にあたっては、林地保全に支障を	森林整備事務所高島支所 とする。
村	米	原	市	11, 353	及ぼさないよう十分に	
別	愛	荘	町	802	留意する。	
内	豊	郷	町	_		
訳	甲	良	町	2 9		
	多	賀	町	9,647		

注:総数と内訳の計は、四捨五入のため一致しないことがある。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林および その搬出方法 該当なし

#### 第4 森林の保全に関する事項

- 1 森林の土地の保全に関する事項
- (1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立ち、森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等、安全で潤いのある居住環境の保全および形成に重要な役割を果たしている森林の、他用途への転用は極力避けるものとする。

また、土石の切り取りや盛土等を行う場合には、気象や地形および地質等の自然 条件、地域における土地利用および森林の現況並びに土地の形質の変更目的および 内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。

さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じて、法面の緑化、土留工等の防災施設および貯水池等の設置、環境の保全のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。特に、「宅地造成及び特定盛土等規制法」(盛土規制法)に基づく盛土等に伴う災害の防止や太陽光発電施設の設置にあたり、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性をふまえ、許可が必要とされる面積規模の引き下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うこととする。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じて、法面の緑化、土留工等の防災施設および貯水池等の設置、環境の保全のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。特に、「宅地造成及び特定盛土等規制法」(盛土規制法)に基づく盛土等に伴う災害の防止や太陽光発電施設の設置にあたり、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性をふまえ、許可が必要とされる面積規模の引き下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うこととする。

(<u>4</u>) その他必要な事項 該当なし

樹立に伴う計画量およびレイアウトの変更

(2) 樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 森林の施業および土地の形質の変更に当たって、水源涵養、土砂の流出や崩壊防 止上、特に林地の保全に留意すべき森林について、次のとおり定める。

○樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位:面積 ha

	区	:	分	面	積	留意すべき事項	備考
	総		数	79,	5 6 4	水源涵養や山地災害	林小班毎の面積の縦覧
	彦	根	市	1,	5 2 5	防止機能等の森林の有 する公益的機能の維持	場所は、滋賀県琵琶湖環 境部森林政策課、中部森
市	長	浜	市	28,	5 4 2	増進を図るため、大面 積皆伐を避け、林地の	林整備事務所、湖北森林 整備事務所、西部・南部
町	高	島	市	27,	6 6 5	形質の変更にあたって は、林地保全に支障を	森林整備事務所高島支所とする。
村	米	原	市	11,	3 5 4	及ぼさないよう十分に留意する。	
別	愛	荘	町		8 0 2		
内	豊	郷	町		_		
訳	甲	良	町		2 9		
	多	賀	町	9,		7 m h s)	

注:総数と内訳の計は、四捨五入のため一致しないことがある。

(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林および その搬出方法

該当なし

(4) その他必要な事項 該当なし

#### 第6 計画量等

#### 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位:材積 1000m3

区分		総数			主伐			間伐	
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	1,400	<u>1, 280</u>	<u>120</u>	<u>680</u>	600	<u>80</u>	720	680	<u>40</u>
うち前半 5年分	<u>784</u>	<u>574</u>	<u>44</u>	<u>238</u>	214	<u>24</u>	380	360	<u>20</u>

#### 2 間伐面積

単位:面積 ha

区 分	間伐面積
総数	12,632
うち前半5年分	7, 368

#### 3 人工造林および天然更新別の造林面積

単位:面積 ha

[	区 分	人工造林	天然更新
総	数	3, 280	<u>5 4 0</u>
j	ち前半5年分	1, 420	2 4 0

#### 第6 計画量等

#### 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位:材積 1000m3

区分 総数		主伐			間伐				
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	1, 415	1, 309	106	633	527	106	782	782	0
うち前半 5年分	715	660	55	333	278	55	382	382	0

#### 2 間伐面積

単位:面積 ha

区 分	間伐面積
総数	15,727
うち前半5年分	7, 932

#### 3 人工造林および天然更新別の造林面積

単位:面積 ha

区分	人工造林	天然更新
総数	2, 774	4 5 0
うち前半5年分	1, 274	2 5 0

## 樹立に伴う計画量の変更

## 4 林道の開設又は拡張に関する計画

開 設 <u>47.9 Km</u> 路線数 <u>56</u>

#### 樹立に伴う計画量の変更

## 5 保安林整備および治山事業に関する計画

- (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等
  - ① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位:面積 ha

保安林の種類	面 積	うち前半
		5年分
総 数 (実面積)	31,000	<u>30, 500</u>
水源涵養のための保安林	<u>18, 500</u>	<u>18, 250</u>
災害防備のための保安林	<u>12, 406</u>	11,800
保健・風致の保存等のための保安林	<u>6, 600</u>	<u>6, 560</u>

樹立に伴う計画量の変更および計画量の記述方法の変更。

4 林道の開設又は拡張に関する計画

開 設 46.9Km 路線数 55

## 5 保安林整備および治山事業に関する計画

- (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等
  - ① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位:面積 l

ha

保安林の種類	面積	うち前半
		5年分
総 数 (実面積)	32, 467	1, 766
水源涵養のための保安林	18, 196	1, 629
災害防備のための保安林	11,814	97
保健・風致の保存等のための保安林	6, 603	500

## ②計画期間内において保安林の指定または解除を相当とする森林の種類別の所在 および面積等

0 ha)

#### 水源のための保安林

長浜市	1 7 6 ha	(前半5年	8 3 ha)
高島市	1 6 7 ha	( "	7 9 ha)
米原市	7 2 ha	( "	3 4 ha)
多賀町	5 8 ha	( "	27 ha)

#### 災害防備のための保安林

C 11 12 2 1/10	10.2.2.11		
彦根市	22ha (	"	6 ha)
長浜市	3 0 2 ha (	"	8 2 ha)
高島市	286ha (	"	7 8 ha)
米原市	123ha (	"	3 3 ha)
多賀町	9 9 ha (	<i>]]</i>	2 7 ha)

#### 保健・風致等のための保安林

15 12.11		(11.1   0	0 1107
長浜市	1 6 ha	( "	1 ha)
高島市	1 5 ha	( "	1 ha)
米原市	6 ha	( "	O ha)
多賀町	5 ha	( "	0 ha)

1 ha(前半5年

## 樹立に伴う計画量の変更

彦根市

## ②計画期間内において保安林の指定または解除を相当とする森林の種類別の所在 および面積等

1 2 ha)

#### 水源のための保安林

長浜市	1,039ha(前半5年	6 0 7 ha)
高島市	985ha ( "	5 7 5 ha)
米原市	4 2 4 ha ( "	2 4 7 ha)
多賀町	3 4 2 ha ( "	2 0 0 ha)
災害防備の	ための保安林	
彦根市	8 ha ( "	3 ha)
長浜市	108ha ("	3 5 ha)

# 長浜市 108ha ( " 35ha) 高島市 102ha ( " 33ha) 米原市 44ha ( " 14ha)

#### 1 歴 国事然のとよの担党社

多賀町 3 5 ha ( "

k健・風致等(	のための保安林	
彦根市	24ha (前半5年	1 4 ha
長浜市	3 2 4 ha ( "	172ha
高島市	3 0 7 ha ( "	172ha
米原市	1 3 2 ha ( "	$74\mathrm{ha}$
多賀町	107ha ("	6 0 ha

## (3) 実施すべき治山事業の数量

	地区数	うち前半5年分
彦根市	7地区	<u>1</u> 地区
愛荘町	10地区	<u>1</u> 地区
甲良町	1地区	0 地区
多賀町	3 7 地区	<u>2</u> 地区
長浜市	7 3 地区	<u>20</u> 地区
米原市	47地区	<u>6</u> 地区
高島市	5 5 地区	<u>7</u> 地区

## 樹立に伴う計画量の変更

#### 第7 その他必要な事項

#### 1 保安林その他制限林の施業方法

										単位	位:面積	h a
					施			業	方	法		
×	-	/\		伐	採	方		法				
	<u>.</u>	分		伐採種を 定めない	択	伐	禁	伐	そ	の	他	
	彦	根	中	723		254		_				
市	愛	荘	町	265		545		_				
町	豊	郷	町	_		_		_				
-	甲	良	町	25		41		_	各法令の定め	z 1.	- ファトェ	
別	多	賀	町	4,680		382		15	合体室の定め	200	- つにする	
内	長	浜	市	14, 392	1,	264		138				
訳	米	原	市	5,726		712		92				
.,,	高	島	市	10,580	1,	429		248				
j	総	数		36, 391	4,	627		494				

## 樹立に伴う計画量の変更

## (3) 実施すべき治山事業の数量

	地区数	うち前半5年分
彦根市	7地区	6 地区
愛荘町	10地区	6 地区
甲良町	1地区	0地区
多賀町	3 7 地区	28地区
長浜市	7 3 地区	5 4 地区
米原市	46地区	3 3 地区
高島市	5 5 地区	4 2 地区

## 第7 その他必要な事項

#### 1 保安林その他制限林の施業方法

										単位	立:面積	h a
					旌	<u>ti</u>	j	業	方	法		
<b>D</b>	ζ.	分		伐	採	方		法				
		75		伐採種を 定めない	択	伐	禁	伐	そ	0)	他	
	彦	根	市	726		254		_				
市	愛	荘	町	265		545		_				
囲	豊	郷	町	_		-		_				
別	甲	良	町	25		41		_	各法令の定め	ムスレッ	- スルトス	
	多	賀	町	4,600		383		15	行伝下の足の	1000	-つによる	0
内	長	浜	市	14, 369	1	, 264		138				
訳	米	原	市	5, 701		712		92				
	高	島	市	10, 574	1	, 429		248				
	総	数		36, 260	4	, 628		494				